

## 一宮市中期財政計画と目標

一宮市では、将来世代の負担を軽減し持続可能な未来に向けて「一宮市中期財政計画」を策定しました。計画期間は第7次一宮市総合計画の前期計画に合わせ平成30年度から令和4年度までの5か年です。計画では、次の2つの目標を掲げています。

**目標① 臨時財政対策債(用語解説②)を除く  
市債残高を430億円以下に圧縮します**

**目標② 財政調整基金残高  
25億円を確保します**

※「一宮市中期財政計画」は、一宮市ウェブサイトでご覧いただけます。ID 1023831

目標の達成に向け、受益者負担の適正化や市の財産の有効活用による財源の獲得など、歳入の確保に努めるとともに、「スクラップ・アンド・ビルト」による事業の見直しや公共施設の縮充による維持管理経費の抑制など歳出の削減に取り組んでいきます。

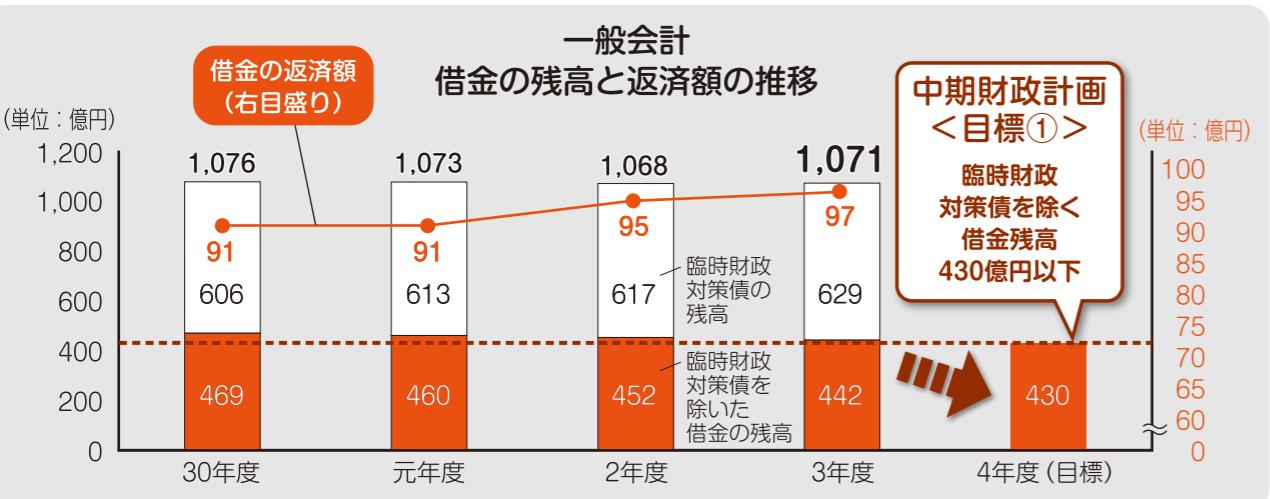
## いちのみや 市債(借金)

一宮市では、学校や道路、大型施設の整備には多くの費用が必要となるため、借金をして資金を調達しています。これを「市債」といいます。整備された施設は長い間利用されるものなので、借金である市債を長い期間で返済することで、将来の世代まで平等に負担することにもつながります。

下の棒グラフは一般会計の借金の残高です。オレンジ色の棒グラフは、臨時財政対策債を除いた借金の残高を示しています。合併特例債(用語解説③)の増加に合わせ平成30年度にピークを迎えたが、以降減少に転じており、令和3年度は残高が10億円減少しました。

折れ線グラフは、借金の返済額で、元金と利子の総額です。近年は徐々に増加していますが、今後は一定水準で推移することが見込まれます。

臨時財政対策債を除いた借金の残高は442億円ですが、中期財政計画のもと残高430億円以下への圧縮に取り組みます。



毎年の収入(市税・地方交付税・使用料など)に対する借金の残高

借金の残高 ÷ 令和3年度経常収入 = **1.0年分** (令和2年度 1.1年分)

毎年の支出(人件費・維持修繕費・委託料など)に占める借金の返済額の割合

借金の返済額 ÷ 令和3年度経常支出 = **9.7%** (令和2年度 9.9%)

中核市62市のうち、多い方から50位

	一 宮 市	中 核 市 平 均
市民ひとりあたり借金の残高	<b>28.1万円</b> (令和2年度 27.8万円)	<b>38.1万円</b>
市民ひとりあたり借金の返済額	<b>2.5万円</b> (令和2年度 2.5万円)	<b>3.7万円</b>

## いちのみや 基金(預金)

一宮市では、特定の目的のために預金を積み立てたり引き出したりしています。これを「基金」といいます。下のグラフは一般会計の預金の残高です。公共施設整備等基金は、古くなった公共施設の修繕・改修に備えるもので、令和3年度では、競輪場跡地の売却収入約22億円の積み立てなどにより36.2億円増加しました。

また、収入の不足を補ったり、災害など不測の事態に備える財政調整基金は、中期財政計画において25億円以上を確保するという目標を掲げています。令和4年度当初予算では、財源不足を補うため財政調整基金32億円を取り崩しました。一旦はその残高が約26.7億円と大きく落ち込みましたが、令和4年9月補正予算で22億円の積み立てを予算計上しました。



毎月の収入(市税・地方交付税・使用料など)に対する預金の残高

預金の残高 ÷ (令和3年度経常収入 ÷ 12か月) = **1.5か月分** (令和2年度 0.9か月分)

中核市62市のうち、多い方から50位

	一 宮 市	中 核 市 平 均
市民ひとりあたり預金の残高	<b>3.4万円</b> (令和2年度 1.8万円)	<b>6.8万円</b>

### 用語解説

#### ①地方交付税

すべての地方公共団体が一定の行政サービス水準を維持できる財源を保障するために国税を一定の基準によって再配分する制度で、その大部分を占める普通交付税額は「基準財政需要額－基準財政収入額」で算出されます。基準財政需要額…各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを維持するために必要な経費を一定の方法によって算定した額です。  
基準財政収入額…各地方公共団体の収入を合理的に測定するため国が定めた方法によって算定した額です。

#### ②臨時財政対策債

本来国から交付されるべき地方交付税の不足分を賄う市債です。元金と利子の返済額全てが後年度の普通交付税の算出基礎となる基準財政需要額に算入されます。

#### ③合併特例債

新市建設計画で示された事業に充てることのできる市債で、一宮市では計画の延長に伴い令和7年度まで活用できます。元金と利子の返済額の70%が後年度の交付税の算出基礎となる基準財政需要額に算入されます。

#### ④中核市

中核市とは、地方自治法により定められた、政令で指定する人口20万人以上の都市です。一宮市は、令和3年度に愛知県から保健所業務などの権限移譲を受け、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供するため、施行時特例市から中核市へ移行しました。愛知県内では、豊田市・豊橋市・岡崎市に次いで4番目で、尾張地方では初の中核市です。